

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について

業務方法書第7条第2項第1号に係る貸付利率の一部を以下により、変更をお願いしたい。

○ 変更事項

貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金、住宅資金に係る利率の変更

[貸付利率設定方法の変更]

北方領土問題対策協会の貸付利率の設定は、第13回内閣府独立行政法人評価委員会(平成16年10月8日)において了承をいただいた「貸付金の利率設定について」(参考)に従って、毎年4月と10月の年2回の見直しを行ってきたところである。

しかし、上記利率設定方法では、一部資金のみに優位性が偏り、中でも住宅資金については他の制度資金や民間金融機関との乖離が出てきたことから、それぞれの類似性の高い政策金利との均衡を考慮し、新たに別紙1「利率の設定方法について」(案)により今後対応してまいりたい。

[貸付利率の変更]

新たな利率設定方法により、住宅資金については住宅金融公庫「フラット35」、事業資金は漁業近代化資金「20t未満漁船資金」、又経営資金は国民生活金融公庫「経営改善資金」を基準に変更いたしたい。

[改正時期]

改正初年度は激変緩和措置等として、4月、7月、10月、1月の4回に分け、段階的に実施してまいりたい。ただし、変更の際の基準利率は、各月の直近の利率とする。

又、平成19年度以降については、これまでと同様に、概ね6ヵ月ごと(4月と10月)に見直しすることとしたい。

平成18年3月17日

北方領土問題対策協会

貸付利率の設定方法について(案)

貸付資金のうち、住宅新築・改良資金(土地取得資金を含む)、事業資金、経営資金について下記のとおり利率を設定する。ただし、激変緩和措置として平成18年4月1日から、平成19年4月1日までの一年間をかけ段階的に変更を行うこととする。

記

1. 住宅新築・改良資金(土地取得資金を含む)の利率は、住宅金融公庫と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット35」の全国平均利率の80%の水準に設定する。
2. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20t未満漁船資金」の利率の80%の水準に設定する。
3. 経営資金の利率は、国民生活金融公庫の「経営改善資金」の利率の80%の水準に設定する。
4. 平成19年4月以降の利率は概ね6ヵ月ごと(4月と10月)に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。
5. 上記1~3の算出にあたっては、小数点第3位以下を切り捨てするものとする。

貸付利率の段階的変更方法

貸付利率の変更に伴う激変緩和措置としての段階的変更は、平成 18 年度中の四半期毎に実施することとし、その方法は以下のとおりとする。

1. 基準金利
住宅新築・改良資金 住宅金融公庫「フラット 35」
事業資金 漁業近代化資金「20 t 未満漁船資金」
経営資金 国民生活金融公庫「経営改善資金」
2. 設定方法 基準金利の 80% の水準（平成 19 年 4 月時点）
3. 段階的変更時期 平成 18 年 4 月、7 月、10 月、平成 19 年 1 月、4 月
4. 段階的変更の計算式（別紙 2 参照）

〔住宅新築・改良資金〕

利率の引き上げとなるため基準金利に 80% を乗じて、平成 19 年 4 月変更時を 100% とし、段階的引き上げ係数（率）を毎回 4% とし、初回（平成 18 年 4 月）は 84% を乗じることとする。

$$\boxed{\text{基準金利} \times 80\% \text{ (設定水準)}} \times \boxed{84\% \text{ (初回引き上げ率)}}$$

〔事業資金・経営資金〕

利率の引き下げとなるため基準金利に 80% を乗じて、平成 19 年 4 月変更時を 100% とし、段階的引き下げ係数（率）を毎回 4% とし、初回（平成 18 年 4 月）は 84% を除することとする。

$$\boxed{\text{基準金利} \times 80\% \text{ (設定水準)}} \div \boxed{84\% \text{ (初回引き下げ率)}}$$

金利の段階的変更方法について

1. 住宅資金

	フラット35	×	80%	×	係数	=	北対協 利 率
平成 18 年 4 月	2.958	×	80%	×	84%	=	1.98
7 月	2.958	×	80%	×	88%	=	2.07
10 月	2.958	×	80%	×	92%	=	2.17
平成 19 年 1 月	2.958	×	80%	×	96%	=	2.26
4 月	2.958	×	80%	×	100%	=	2.36

※フラット35の適用利率は平成18年3月の全国月平均利率

※利率の端数処理について

①フラット35の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

②①で得た率に係数を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

2. 事業資金

	漁業近代化 資金	×	80%	÷	係数	=	北対協 利 率
平成 18 年 4 月	1.80	×	80%	÷	84%	=	1.71
7 月	1.80	×	80%	÷	88%	=	1.63
10 月	1.80	×	80%	÷	92%	=	1.56
平成 19 年 1 月	1.80	×	80%	÷	96%	=	1.50
4 月	1.80	×	80%	÷	100%	=	1.44

※漁業近代化資金の適用利率は平成18年2月20日現在

※利率の端数処理について

①漁業近代化資金の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

②①で得た率に係数を除したものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

3. 経営資金

	経営改善 資金	×	80%	÷	係数	=	北対協 利 率
平成 18 年 4 月	1.80	×	80%	÷	84%	=	1.71
7 月	1.80	×	80%	÷	88%	=	1.63
10 月	1.80	×	80%	÷	92%	=	1.56
平成 19 年 1 月	1.80	×	80%	÷	96%	=	1.50
4 月	1.80	×	80%	÷	100%	=	1.44

※国民生活金融公庫の経営改善資金の適用利率は平成18年3月10日現在

※利率の端数処理について

①国民生活金融公庫の経営改善資金の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、
小数点第3位以下を切捨

②①で得た率に係数を除したものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

貸付利率の新旧対照表

貸付金の種類	貸付金の用途	利率(年利)	
		変更後	現行
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) から(4)まで [略]	1.71%	1.70%
	(5) 及び(6) [略]	1.21%	1.20%
	(7) [略]	1.71%	1.35%
	(8) [略]	1.21%	0.85%
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) から(4)まで [略]	1.71%	1.70%
	(5) 及び(6) [略]	1.21%	1.20%
	(7) [略]	1.71%	1.35%
	(8) [略]	1.21%	0.85%
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く。)に必要な資金	(1) 及び(2) [略]	1.71%	1.70%
	(3) 及び(4) [略]	1.21%	1.20%
	(5) [略]	1.71%	1.35%
	(6) [略]	1.21%	0.85%
4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金	(1) [略]	1.71%	1.70%
	(2) [略]	1.71%	1.35%
5. 生活に必要な資金	(1) 及び(2) [略]	3.00%	3.00%
	(3) [略]	据置期間中は無利息 無利息	据置期間中は無利息 無利息
	(4) から(6)まで [略]	1.98%	1.70%
	(7) 及び(8) [略]	1.48%	1.20%

(注) 業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「償還期限」、「据置期間」及び「貸付金額の限度」欄については、省略。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

公定歩合等の推移

(単位:%)

年月日	融資歩	投資歩	公定歩合	長期プライムレート	短期プライムレート	北対協		国	金	漁業近代化	公定歩合	長期プライムレート	短期プライムレート	北対協		国	金	漁業近代化	公定歩合	
						設備	経営							普通	経営					普通
14. 6. 3	1.70																			
6. 11				1.95				1.95	1.65							1.60	1.30			
7. 5	1.60									1.50										
7. 10																				2.55
8. 9				1.90				1.90	1.60											
9. 10				1.70				1.70	1.40											
10. 10				1.60				1.60	1.30											
10. 29																				
11. 1										1.30										
11. 7																				2.45
11. 15																				2.40
12. 3																				
12. 10				1.65				1.65	1.35											
15. 1. 6	1.30																			
1. 15																				2.30
2. 10	1.20																			
2. 12				1.55																
2. 13								1.55	1.25											
2. 20																				
3. 3																				2.20
3. 11				1.50																
3. 12	1.00							1.50	1.20											
3. 19																				1.00
4. 1																				
4. 10				1.40																
4. 11	0.90							1.40	1.10											
4. 16																				
4. 18																				0.90
4. 21																				2.15
5. 9				1.35																2.10
5. 16	0.80							1.35	1.05											
5. 23																				0.70
6. 10				1.25				1.25	0.95											
6. 11	0.70																			
6. 16																				2.00
15. 7. 10																				
7. 11	1.30							1.60	1.30											
7. 18																				
8. 8																				1.20
8. 12	1.20																			2.40
8. 13																				
8. 20																				
9. 2																				
9. 10	1.80							1.85	1.55											2.30
9. 18																				
9. 19																				2.70
9. 22																				
10. 1																				2.55
10. 10	1.60							1.65	1.35											
10. 21																				
11. 11								1.80												
11. 14	1.80																			
11. 21																				
12. 10	1.70																			
12. 18																				
16. 1. 19	1.60																			
1. 26																				2.55
2. 10																				
2. 12	1.50																			
2. 17																				
2. 19																				
4. 1																				
4. 9																				
4. 12	1.80																			
4. 14																				
4. 21																				
5. 21																				
6. 10																				
6. 11																				
7. 9																				1.80

(参 考)

貸付金の利率設定について

独立行政法人北方領土問題対策協会の貸付業務は、特殊な地位に置かれている北方地域旧漁業権者や元島民等に対する援護措置であることから、その貸付利率は各種制度資金の利率と比較して低くすることを基本として、次のとおり設定してきており、今後も同様な運用を確保する必要がある。

1. 経営資金の利率は、国民生活金融公庫経営改善資金の利率を基準とする。
 - ① 5%を超える場合には、5%を下限として当該利率の90%に設定する。
 - ② 5%以下の場合には、当該利率と同率とする。
 - ③ 上記による利率が6%を超える場合には、6%とする。

2. 設備資金、住宅資金(土地取得資金含む)の利率は、漁業近代化資金(20t未満漁船建造資金)又は住宅金融公庫(住宅新築資金)の利率のうち低い方の利率を基準とする。
 - ① 4.35%を超える場合には、4.35%を下限とし当該利率の90%の水準に設定する。
 - ② 4.35%以下の場合には、当該利率と同率とする。

3. 利率は、4月1日、10月1日の年2回見直しをする。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。